

マイナンバー制度について



愛称：マイナちゃん

マイナンバー制度は、 行政を効率化し、国民の利便性を高め、 公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。
複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。
行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

マイナンバー制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号(12桁)を指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号(13桁)を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイ・ポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

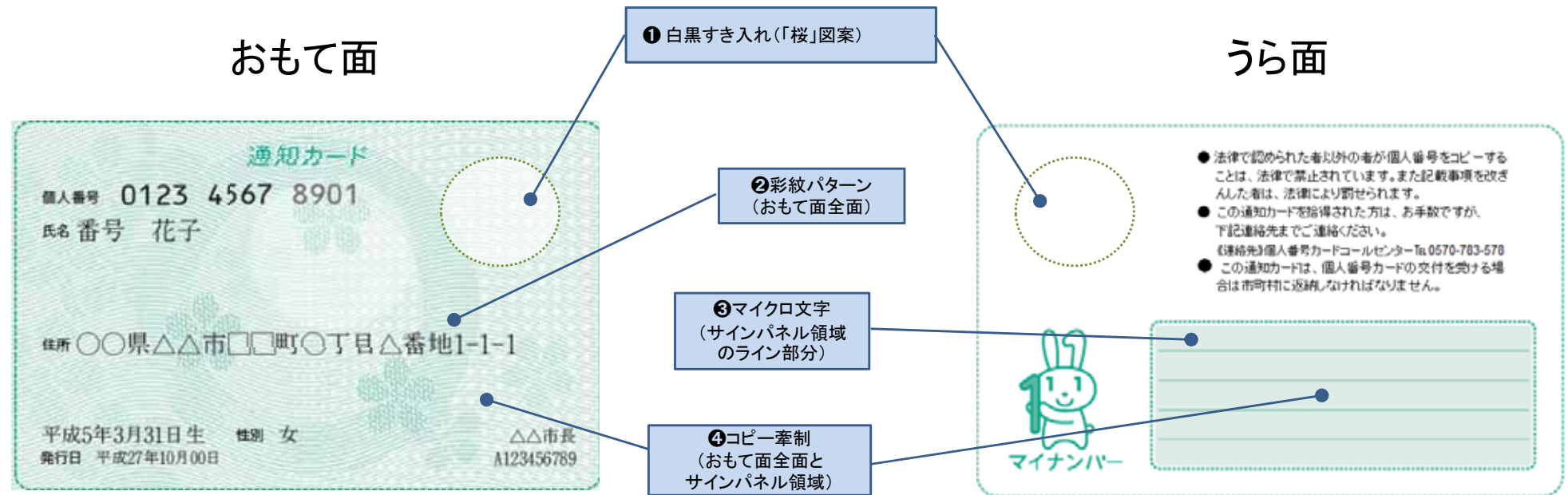
- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

個人番号の利用分野

社会 保 障 分 野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって**条例**で定める事務に利用(第9条第2項)。

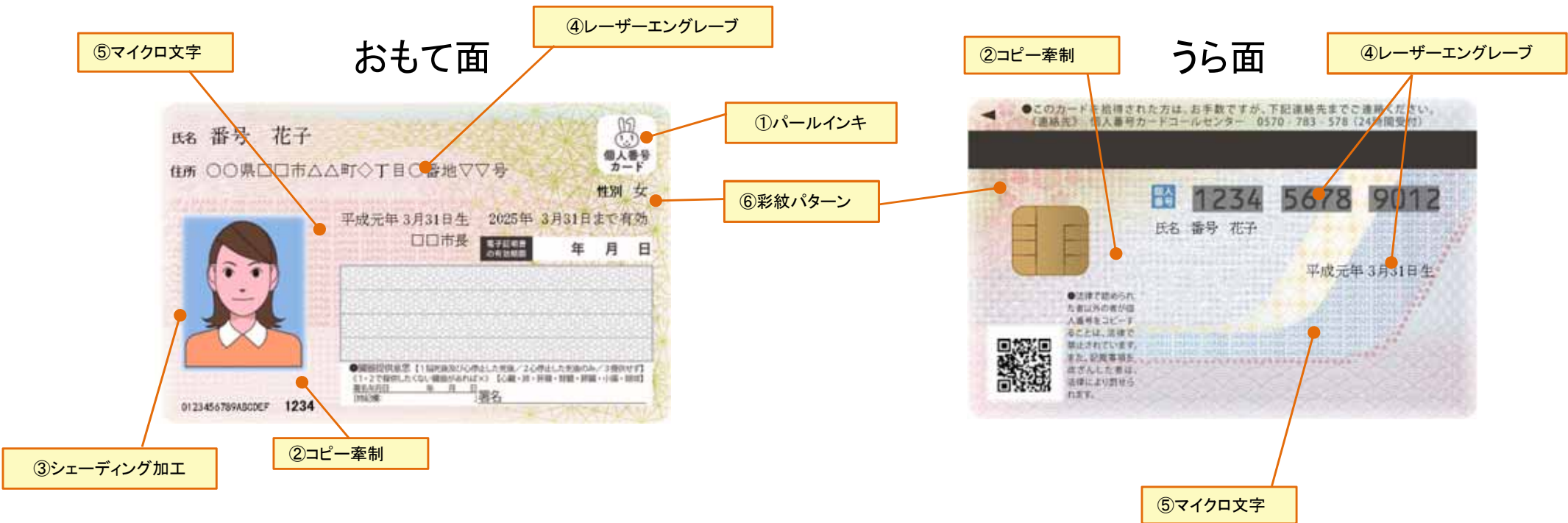
通知カード



セキュリティ対策	内容と必要性
① 白黒すき入れ	図柄の陰影を表現可能な透かし技術で、紙幣と同様の偽造対策効果あり。(複写不可、偽造困難)
② 彩紋パターン	微細な線やグラデーション等で複雑な模様を背景に施すことにより、偽変造が困難となる。
③ マイクロ文字	特定の箇所に通常のコピー機やプリンターでは印刷できない微細な文字を配置することにより、偽造が困難となる。
④ コピー牽制	コピー時に「複写」の文字が浮かび上がることで、複写による偽造が困難となる。

※通知カードの郵送は簡易書留(ポストへの投函ではなく、郵便局員による手渡し)により行い、世帯への確実な交付を実施

個人番号カード



セキュリティ対策	内容と必要性
① パールインキ	見る角度によって2色に変化して見え、偽変造が困難
② コピー牽制	コピー機等で複写した場合、隠れた文字が浮かび上がり、真正な個人番号カードのコピーであることが判別できる
③ シェーディング加工	顔写真のエッジにぼかし加工を施すことで、顔写真の貼り替えが困難となる
④ レーザーエンゲレーブ	レーザー光でカード基材を黒く変質させることで印字する技術で、偽変造が困難となる
⑤ マイクロ文字	特定の箇所に通常のコピー機やプリンターでは印刷できない微細な文字を配置することにより、偽造が困難となる。
⑥ 彩紋パターン	微細な線やグラデーション等で複雑な模様を背景に施すことにより、偽変造が困難となる。

個人番号カードは様々な用途で利用可能です。

様式

表面



- 個人番号を記載しない
→ コピーできる者に制限はない
(本人同意等によりできる)

裏面



- 個人番号を記載する
→ コピーできる者は、行政機関や
雇用主など、法令に規定された者
に限定される

ICチップ内のAP構成

電子
証明書
を格納
する。

公的個人
認証AP
電子
証明書
券面事項確認
AP
券面事項入力
補助AP
住基AP
プラットフォーム

ICチップ
空き領域

市町村等が用意した独自 **アプリ** を
搭載するために利用する。

申請・交付スケジュール

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月中

マイナンバーの通知とともに、
「個人番号カード交付申請書」を
全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は
捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォンで写真を撮り、オンラインで申請い
ただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備が
できた旨の通知書を送付。
市区町村窓口へ来庁いただき、
本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料について**無料**。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請
をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

個人番号カードの3つの利用箇所について

個人番号カードの表面（案）

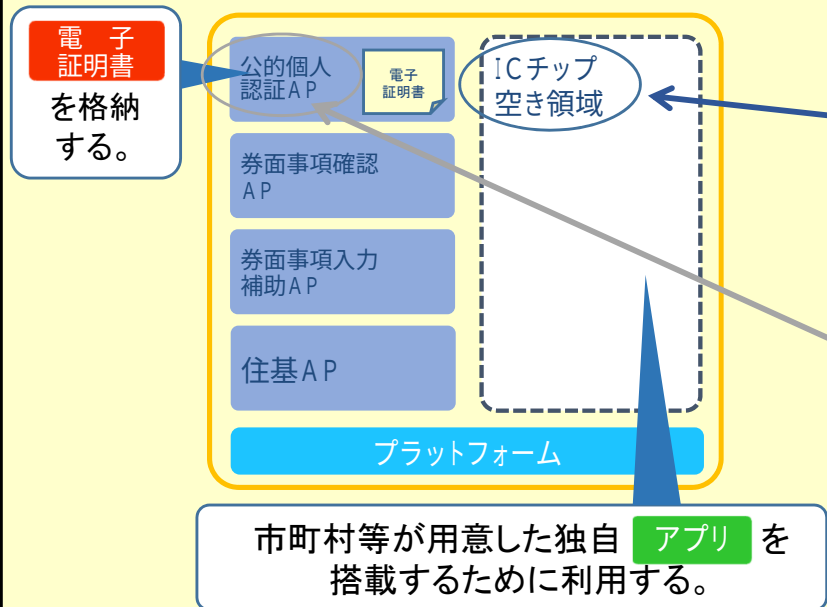


個人番号カードの裏面（案）



個人番号カードのICチップ内の構成

ICチップ内のAP構成



(1) 個人番号

社会保障、税又は災害対策分野における法定事務（番号法別表第一に定める事務）において利用。
また、地方公共団体においては、この他類する事務で条例で定める事務に利用可能。

(2) ICチップの空き領域

市町村・都道府県等は条例で定めるところにより、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能。

- ・印鑑登録証
- ・コンビニ交付
- ・図書館利用
- ・証明書自動交付機
- ・地域の買い物ポイント
- ・公共施設予約
- ・社員証
- 等

(3) 電子証明書

（署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書）
行政機関等（e-TAX、マイポータル（予定））の他、総務大臣が認める民間事業者も活用可能。
イメージ：金融機関におけるインターネットバンキング、インターネットショッピング、コンビニ交付 等

マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- ・ マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が**外部に漏えい**するのではないかといった懸念。
- ・ マイナンバーの不正利用等（例：他人の個人番号を用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

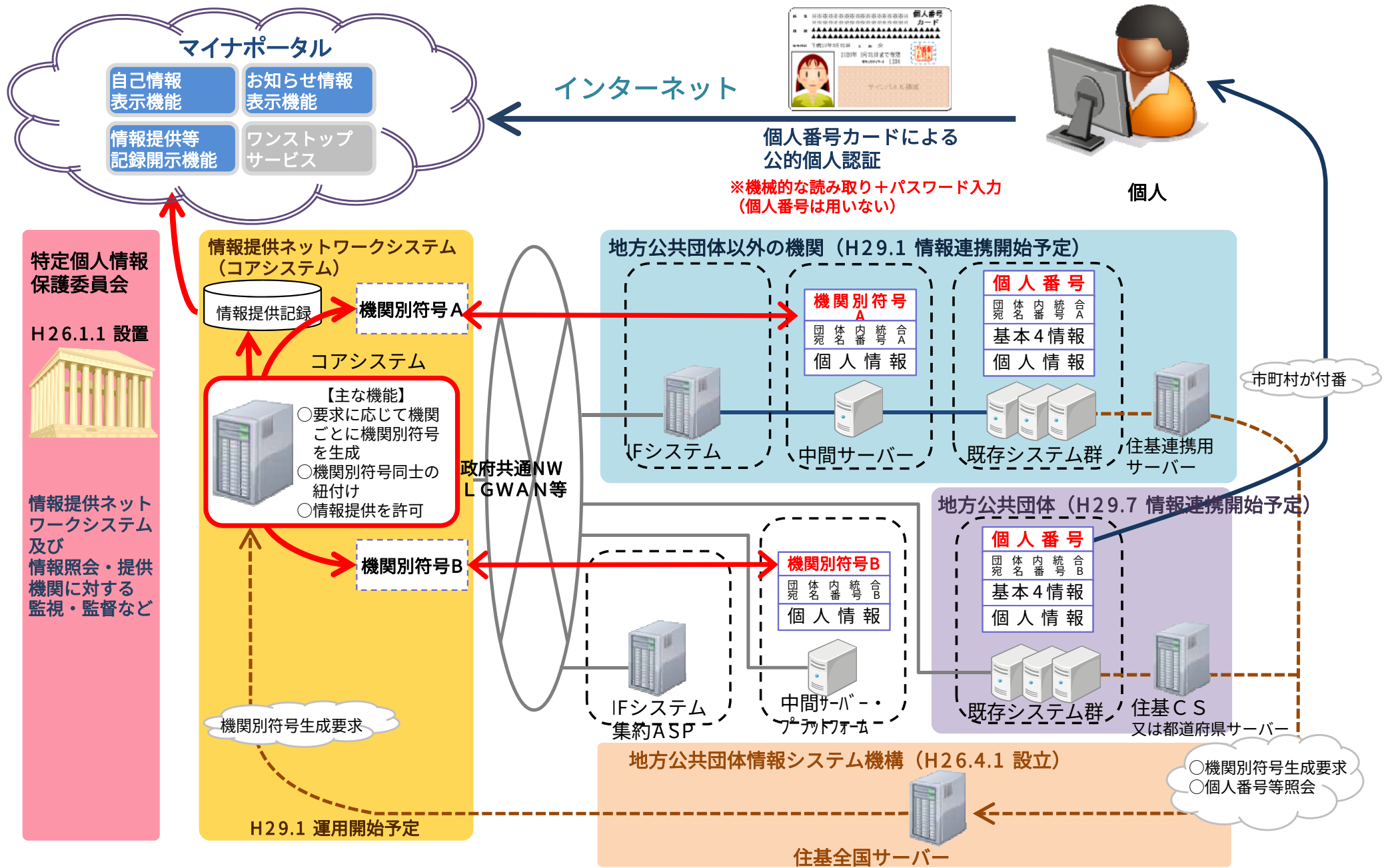
- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ③ 特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ 情報提供等記録開示システムによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



マイナンバー制度における情報連携の概要

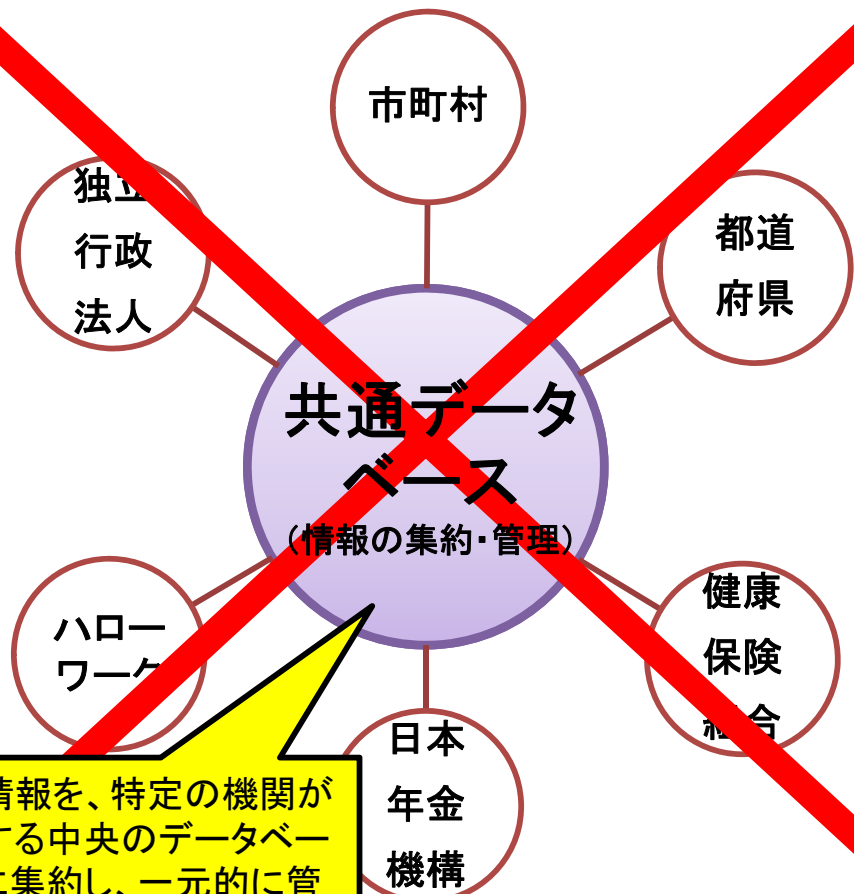


個人情報管理の方法について

✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるものではない。

○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『**分散管理**』の方法をとるものである。

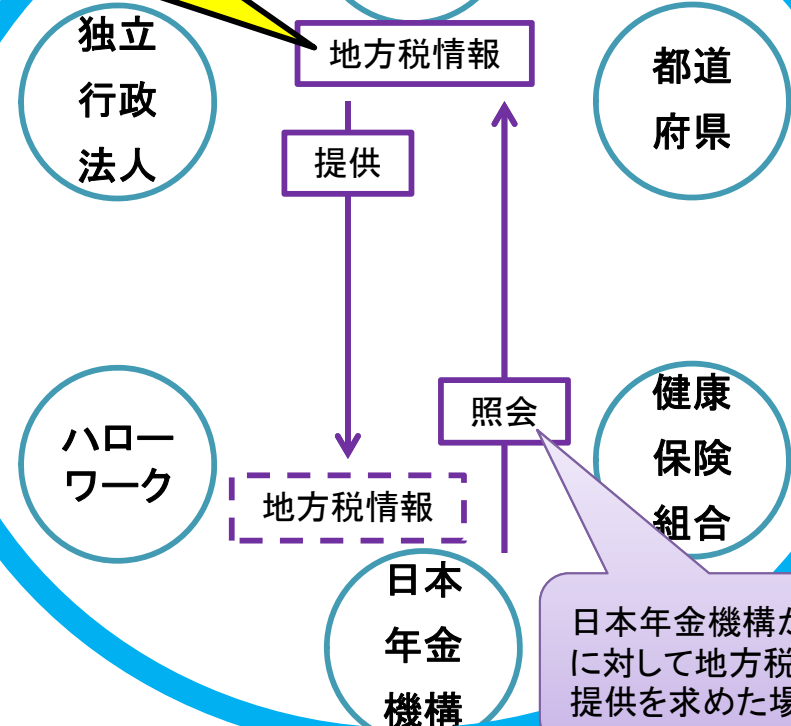
一元管理



個人情報を、特定の機関が保有する中央のデータベース等に集約し、一元的に管理を行う。

分散管理

個人情報は、従来どおり各機関において、分散して管理を行う。



日本年金機構が市町村に対して地方税情報の提供を求めた場合の例

個人番号カードには、プライバシー性の高い個人情報とは記録されません。



~~個人番号カード(ICチップ)には、プライバシー性の高い
個人情報~~が記録されているので、カードを盗まれたり
落としたりしたときに情報が漏れるのではないかと心配。~~~~



個人番号カード(ICチップ)に、
プライバシー性の高い個人情報は記録されない。

- 個人番号カード(ICチップ)に記録されるのは、
①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、
個人番号、本人の写真等)、②総務省令で定め
る事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、
③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。
- 『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等
の特定個人情報は記録されない。



マイナンバーを職員・従業員などから取得するときは、 利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

- ・ マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示（※）する必要があります。
（例）「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・ 源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。



本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・ マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・ 本人確認では、①正しい番号であることの確認（番号確認）と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

マイナンバー取得の際の本人確認では、 番号確認と身元確認を行います。



個人番号の確認

身元(実在)の確認



個人番号カード



通知
カード

or

住民票
(番号付き)

等

運転
免許証

or

パス
ポート

等

※ 上記が困難な場合は、
過去に本人確認の上で
作成したファイルの確認



等

※ 上記が困難な場合は、健康保険の
被保険者証と年金手帳などの2以上
の書類の提示

※ 雇用関係にあるなど、人違いでない
ことが明らかと個人番号利用事務実
施者が認めるときは、身元(実存)確
認書類は要しない

等

マイナンバーの取扱いを分かりやすく 解説したガイドラインがあります。



マイナンバーに対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないか。
- 他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないか。



法律では、マイナンバーの利用範囲を限定し、利用目的を超えた目的での利用を禁止するなど保護措置を規定しています。

ガイドラインの趣旨

- 法律で規定された保護措置及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説しています。
- 民間企業へのヒアリングや企業の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、マイナンバーが実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

罰則の強化

	行為	マイナンバー法の法定刑	同種法律における類似既定の罰則		
			行政機関個人情報保護法・ 独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法
特定の公務員が対象	<u>情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、情報連携や情報提供ネットワークシステムの業務に関して知り得た秘密を洩らし、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併科されることあり)	—	—	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
	<u>特定個人情報保護委員会の委員長、委員、事務局職員が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用</u>	2年以下の懲役or100万以下の罰金	—	—	1年以下の懲役 or 30万以下の罰金
	<u>国、地方公共団体、地方公共団体情報システム機構などの役職員が、職権を濫用して特定個人情報記録された文書等を収集</u>	2年以下の懲役or100万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	—
番号の取扱者が対象	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、 <u>正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供</u>	4年以下の懲役or200万以下の罰金 (併科されることあり)	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金	—	—
	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、 <u>業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併科されることあり)	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
誰でも対象	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or150万以下の罰金	—	—	—
	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役or50万以下の罰金	—	6月以下の懲役 or 30万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金
	委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金
	偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or50万以下の罰金	—		30万以下の罰金

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)【※ 日本再興戦略を元に作成】

■：平成27年9月の
法改正によるもの

★：マイナンバー法の
改正が必要なもの

2015年 (H27年) (10月) 2016年 (H28年) 2017年 (H29年) 2018年 (H30年) 2019年 (H31年) 2020年 (H32年)

